

事業内容		補助金額				
▶ 三条市空き家・空き地バンクの登録物件に引っ越す	空き家改修事業 空き家の改修費及び不要物撤去費等の1/2を補助します。	NEW 県外からの転入者 上限 100万円	NEW 子育て世帯は 10万円加算	NEW 下田地域に転入する場合は 40万円加算	合計最大 150万円	
		市外からの転入者 上限 50万円	NEW 子育て世帯は 50万円加算		合計最大 140万円	
	賃貸借等契約事業 不動産業者に支払う契約仲介手数料を補助します。	上限 5万円				
	引っ越し事業 引っ越し事業者を支払う引っ越し代金を補助します。	上限 10万円				
▶ 民間の賃貸物件に引っ越す	住宅賃借事業(家賃補助) 県外からの転入者に対し、民間賃貸住宅又は空き家バンクの賃貸物件の家賃を3年間補助します。	1年目 上限 5千円 ×12か月	2年目 上限 1万円 ×12か月	3年目 上限 2万円 ×12か月		
▶ 結婚して新たに住宅を取得する	NEW 結婚新生活支援事業 三条市に移住した新婚世帯等(パートナーシップ世帯※1・事実婚世帯含む)が、住宅(中古を含む)を購入又は新築する際の費用の一部を補助します。	29歳以下の新婚世帯等：最大 100万円				
		39歳以下の新婚世帯等：最大 70万円				
▶ 移住の負担を軽減	移住支援金 東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)から、要件を満たして三条市に移住された方を対象に支援金を支給します。	2人以上の世帯での移住 100万円	+	18歳未満の子どもが帯同の場合、子ども一人につき 100万円加算		
		単身での移住： 60万円				
▶ 看護師移住支援	NEW 三条市看護師等就業・移住支援金 転入して看護師等(看護師、准看護師)として市内の医療機関※2に就業(予定含む)した方に支援金を交付します。※1人につき	50万円				
	NEW 看護師等住宅団地移住奨励金(県央土地開発公社事業) 住宅団地「帯織街苑」の新規土地購入者又はその同一世帯の方で市内の医療機関※2に就業(予定を含む)している看護師等(看護師、准看護師)が移住した場合に奨励金を交付します。	100万円				

NEW・・・令和5年度から拡大、新設する補助

※1 パートナーシップ世帯:三条市でパートナーシップ宣誓をした戸籍上同性の2者

※2 済生会新潟県中央基幹病院が開院した際、同病院に勤務することを前提として新潟県立燕労災病院に就業(予定含む)した場合を含む。

補助金や移住の相談は

三条移住
 コンシェルジュまで



補助金だけでなく、住まい、お仕事、支援制度等の移住に必要な情報を提供します。
 オンラインの面談やデジタルツールを活用し、現地に来なくても相談が可能です。まずはご相談ください。

問合せ先

〒955-0063 新潟県三条市神明町5番3号
 複合交流拠点「三-Me.(ミー)」内
☎080-6975-2026
 受付時間:9:00~18:00(土・日・祝日を除く)